

第一章 治安

第一節 警察制度の変遷

明治以前の警察

日本列島において集落が成立したのは、縄文時代であるとみられている。そして弥生時代の農耕を主とする生活様式が生まれると、土地に定着した共同社会が形成される。

この時代の警察の組織や制度について知ることはできないが、社会を構成する人びとの生命、身体、財産を守るための行動が生じてくる。外敵から集団を守ることはもちろん、平時における集落の円滑な運営のための「おきて」の必要性もでてくるし、指導的な人も必要になってくる。古墳時代に入ると、支配階級と被支配階級の分化が明らかに、宗教的、政治的な支配体系が確立された時代とされている。この時代は軍事も司法警察もはっきりと区分けはされていなかったものと思われる。

皇極天皇四年（六四五）六月、中大兄皇子なかのおおえらが蘇我蝦夷そご・入鹿父子いるかをほろぼして着手した政治改革、すなわち「大化の改新」は、多方面にわたる改革であったが、なかでも地方制度の改革は重要な施策であった。かくして、中央集権的な律令国家の基礎が固められ、その構成は「壬申の乱」を経ていっそう高められた。地方では中央政府が派遣し

た国司が政務を掌握した。東海の一國として甲斐国が設けられたのはこのころである。

律令体制における中央の機構は、天皇の下に、二官（神祇官・太政官）、八省（中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内）、一台（彈正台）を置き、それぞれの事項を所掌していたが、このなかで刑部省が裁判、行刑などの司法警察権を掌握していた。

中央機構のなかで、専門的な警察機構といえるものは、やや特殊ながら彈正台と衛門府があつた。彈正台は風紀や犯罪の取り締まりなどに当たり、衛門府は宮城の護衛を主とし、犯罪者の捕縛（ほぼく）などにも当たつた。

当時は軍事と警察ははっきりと分けられておらず、兵部省でも平時は警察事務にしたがい、有事のさいは兵士を指揮するという任務にしたがつていた。

その後、弘仁年間（八一〇～八二三）に検非違使が設けられ、主として京都の治安維持に当たつていたが、のちには訴訟、裁判も行い、彈正台、刑部省の権能を吸収した。検非違使はやがて地方にも置かれ、十二世紀末までその権能をはたしたのである。

地方にあつては、司法・行政・軍事とあらゆる分野をつかさどつていた国司が、治安維持を重要な職務の一つとしていた。国司の下には、国司によってその土地の人のなかから選ばれた郡司がおり、その下に里長がいた。郡司といふのは、国の下部単位である郡の役人のことであり、里は郡の下の行政単位で、五十戸からなつていた。さらにその下に五戸をあつめた保をつくつて保長をおき、保内の租税や治安の責任を負わせていた。

律令国家の基礎であつた班田制がくずれると、土地制度は、国家権力の及ばない莊園制度へと変わり、しだいに公領を侵蝕していった。甲斐国にも各地に莊園がたてられた。ちなみに、甲斐国の莊園として名前が出てくるのは、冷泉天皇の安和二年（九六九）の市河莊が最初である。

荘園の発達は武士の勃興をうながしたが、文治元年（一一八五）源頼朝に義経追捕の命令がくだされるとともに、各地に正式に守護地頭がおかれた。守護の任務は、その背景に義経探索があったが、守護が地頭を動員して軍事・警察権を発動し、治安維持にあたることにあった。

鎌倉幕府は、承久の乱（一二二二）後京都に六波羅探題を新設し、西国（尾張以西）の裁判・軍事・警察権を管轄した。室町幕府でもおおむね鎌倉幕府の制度にならったが、令制の警察機能は最終的に軍事機関である待所に吸収され、地方では守護職が、名実ともに一国の軍事・警察権を握ることになった。甲斐国の守護職には武田氏が任じられていた。

応仁の乱（一四六七―七七）以後約一世紀のあいだ、日本国内はいわゆる戦国時代が続いた。

戦国大名は、それぞれ家法を定めて、領国支配の基本としていたが、武田信玄も一般に甲州法度とも呼ばれる「甲州法度之次第」を制定した。その内容は、行政・司法・軍事の各方面にわたっており、当時の警察的取り締まりの内容をもつ条文も含まれている。

信玄は、武田氏直属の家臣団、直属の有力な家臣を寄親とし、そのもとに寄子・同心という形で編成した同心衆・武川衆・津金衆・九一色衆・西海衆などのように、地域別に編成した武士団など、強力な家臣団を編成し、軍事民政の統率につとめた。

慶長八年（一六〇三）徳川家康が江戸に幕府を開き、徳川三百年の強力な権力政治機構が確立されるのであるが、次にその職制について略述してみよう。

中央の警察機構

徳川幕府の職制には、中央の機構として、大老・老中・側用人・若年寄・大目付・目付・三奉行（寺社・町・勘定）

があり、行政権と司法権とをもつていた。それは、司法・立法・行政の三権分立のない封建政治の特色といえるものであった。このなかで、警察権の執行機関としては、大目付・目付・町奉行・与力・同心・火付盗賊改・定火消役・大番などがあつた。その内容を略記すると次のとおりである。(角川版『日本史辞典』)

- (一) 大目付―大名目付ともいう。大名・交替寄合、高家の監察などいっさいの幕政を監察することを主要な任務とする。寛永九年(一六三二)総目付として設置。定員四―五名
- (二) 目付―若年寄の耳目として旗本、御家人の監察に当たつた。元和三年(一六一七)一〇名をはじめて置いた。寛永十六年(一六三九)に月番制を定め、職制がととのえられた。各藩にも同様の制度があつた。
- (三) 町奉行―江戸の町奉行は老中の支配に属し、配下の本所奉行・本所道役・小伝馬町牢屋・寄場奉役・町年寄を指揮し、その職掌は江戸府内の行政・司法・警察のいっさいに及んだ。定員は二名で南、北町兩奉行所にわかれ、月番で交代に執務した。原則として旗本の任で、その下に与力、同心がいる。
- (四) 寄力―町奉行の家臣である内与力と一般の与力の二種類あり、前者は三名、後者は二〇―八〇名ぐらいで、同心とともに町奉行をたすけ、江戸市中を駿馬で巡回し、犯罪の捜査、犯人の逮捕にあたつた。
- (五) 同心―町奉行の補助として与力の下にあり、徒歩で市中を巡回し、犯罪の捜査、犯人の逮捕にあたつた。南・北町奉行所に各一〇〇人、幕末には二八〇人に増加した。
- (六) 火付盗賊改―江戸とその近辺の放火、盗賊、博徒の逮捕にあたつた。臨時の役職であり、本役に加えて課せられた仕事であるため、加役かやくと俗にいわれていた。
- (七) 定火消―若年寄の下に属し、江戸市中の火災消防・非常警備などにあたつた。万治元年(一六五八)にはじめて四組をおいた。元禄八年(一六九五)一五組に増加したが以後漸減。組ごとに定火消役一人をおき、その下に与力六騎、同心三〇人を付属させた。
- (八) 大番―江戸城および江戸市中の警備にあたり、事あれば戦陣に臨む。天正年間(一五七三―九一)にはすでに設置され、寛永(一六二四―四三)以後一二組が定数となつた。各組に大番一、組頭四、組衆五〇名をおいた。

これらのほか、同心が私費でやつた「目明めあかし・岡っ引」なども犯人の捜査、逮捕にあたつた。また町内には町費で

まかなう「自身番・木戸番」などをおいて町内の警備にあたった。

地方の警察機構

地方の警察機構としては、京都所司代・城代・奉行・郡代・代官などの職制がおかれた。以下甲斐国と関係あるものについて略述する。

享保九年（一七二四）藩主の柳沢吉里（吉保の子）が大和郡山に移封されると、甲斐国一円は幕府の直轄領となり、甲府勤番と三部代官の支配下におかれることとなった。

甲府勤番支配は幕府老中の直接指揮下にあり、大手と山の手の二組がおかれ、二人の勤番支配が月番で執務し、その下にそれぞれ組頭二名、勤番士百名、与力十騎、同心五十名が属していた。かれらは、幕府直属の兵力として甲府城の守護にあたるとともに、甲府城下の警護にあたったのである。町方役所としては、甲府城の南北にあつた大手、山の手兩役宅におかれ、月番で聴訴、断獄、駅伝などの民政をつかさどった。

一方一般の村方については、同じ年に、村方の民政をつかさどる職制として、江戸の勘定奉行の支配下にある三部代官が設けられた。代官陣屋は、甲府・上飯田・石和にそれぞれ建てられたが、その後上飯田の陣屋が廃止になり、これに代わって市川大門に建てられた。また、都留郡谷村には、石和代官所の出張陣屋が設けられた。各代官所轄の石高および人員配置は次のとおりであった。（上野晴朗『甲州風土記』）

| | | | | | |
|-----------|---------|-------|------|---------|-----|
| 甲府代官所管轄 | 八四、八二九石 | 一六四村 | 外領地 | 三三、〇九四石 | 六七村 |
| 石和代官所管轄 | 六四、二二八石 | 一〇五村 | 外領地 | 一四、一二五石 | 二二村 |
| 市川代官所管轄 | 七四、八七六石 | 二四七村 | 外領地 | 四、八二二石 | 九村 |
| 甲府代官所詰一三人 | 江戸詰一二人 | 計二五人 | | | |
| 石和代官所詰一二人 | 谷村詰六人 | 江戸詰八人 | 計二六人 | | |

市川代官所詰一二人 江戸詰九人 計二二人

代官の主な職務は、年貢徴収や司法檢察にあり、その輩下に手付、手代が配属されていた。村役人としては、名主（庄屋）、長百姓（組長・年寄）、百姓代がおり、これを村方（地形）^{じがた}三役といった。

名主はいわば村の首長であり、下部行政機構としての役割のほかに、村民の生活についてまで管理監督するような権力をもっていた。公的には村を統轄して上からの命令を伝え、年貢その他の義務を遂行し、村を治め、村の秩序を維持することにその任があった。長百姓は名主の補佐役であり、百姓代は名主、長百姓の村の運営を監視する農民の代弁者でもあった。これら村役人の任務の一つに村内の治安維持があったのである。

五人組

民間組織の最小単位として五人組制度があった。この組織は、古代の五保の制にその原型が認められ、戦国時代にもみられたが、民間の組織として体系化されたのは江戸時代である。この組織は、村方では惣百姓、町方では地主・家主の五戸一組を原則としていた。組の機能は、組内の相互監察によって、犯罪の取り締まり、犯罪の防止、告発などをすることにあり、これに対する連帯責任の負担、貢納の確保、上からの意思伝達の徹底、成員の相互扶助的な機能に重点がおかれていたのである。

相互扶助、伝達などの面からみた五人組制度の機能は、第二次世界大戦中の隣保組、さらにはこんにちの区会、自治会などの名で呼ばれている地域居住集団を構成する最小単位の居住集団に、その流れをみることでできよう。

強壯人

天保四年（一八三六）に郡内領の農民の蜂起にはじまり、甲斐国一円を騒乱に巻きこんだ打ちこわし、いわゆる郡内騒動が起きてから、甲州の治安は乱れ、幕末になるといっそうひどくなっていた。無宿者の構行、博徒の争いなど

が激化していたのである。

文久三年（一八六三）代官所の命令にもとづいて、支配下の村々は自警団を組織することになった。村々百姓のうち十五歳から六十歳までの強壯者および鉄砲所持者を調べて申し出ることが命ぜられた。これは、無宿無頼の悪徒の所業に対処するとともに、その他の事変発生に対する非常取り締まりをねらいとしたもので、農兵の取り立てのようなものであった。このことは一面で幕府の権力が低下してきていることを暗示するものであった。

文久三年九月鳴沢村名主から、谷村役所に対して「強壯人名前書上帳」が提出されている。

| | |
|----------|-----|
| 文久三亥年九月 | 都留郡 |
| 強壯人名前書上帳 | 成沢村 |

甲州都留郡
鳴沢村

| | | |
|------|-------|--------------|
| 年寄 | 房 藏 | 平次郎 |
| 同 | 甚之丞 | 鉄砲耆挺所持 源次右衛門 |
| 同 | 伝次右衛門 | 源五右衛門代 |
| ノ三人 | | 鉄砲耆挺所持 三左衛門 |
| 小前 | | 甚左衛門 |
| 荻右衛門 | | 鉄砲耆挺所持 八左衛門 |
| 武兵衛 | | 栄左衛門 |
| | | 儀右衛門 |

鉄砲壱挺所持 丈右衛門
伝右衛門

取調奉差上候以上

文久三亥年九月

弾兵衛
ノ拾貳人

鉄砲壱挺所持 名主 富右衛門

組頭 源右衛門

右ハ今般被為奉讓夷ノ御事候ニ付テハ、村々悪徒無類ノ者横
行可致モ難斗段被為御賢慮 村々強壯ノ者相撰名前書差上置

増田安兵衛様

臨乱御手配可有御差図御座段被仰渡奉畏奉候 依之名前書

谷村御役所

強壯な者の氏名と鉄砲所有者の報告をしているわけである。これと時を同じくして、船津・小立・勝山・大嵐・成沢・長浜・川口・上浅川・大石の九カ村の名主らの連名で、非常の際の取り締まりや警備の方法を書き記した「非常取締主法申上候書付」を、谷村役所へ提出している。これも代官所からの指示に従って作られたものである。そして、「当国の儀は、前々より悪党共多く紛れ入り、良民の害に及び、百姓共の中にも犯暴の者すくなからず、長脇差等を帯び御法制を相背く者間々之有候国柄に付き」非常の場合はいっそうの取り締まりがなければ、どうなるか分からないので、村人の心得ておくべき事を決めたとしている。

その主な内容は、

一 教カ村を組み合わせて一隊とし、人望ある者を二、三人非常取締世話役として選んでおく。一隊を四ないし五組に分け、才覚のある者二、三人に世話役をさせ、また一カ村ごとに非常取締世話役を一人ずつ選ぶ。これらの者は、役所から達しがあり次第出向いて、代官所の手付、手代の指図を受けること。

一 これらの三役は、非常の際帯刀をゆるされ、十手、提灯等を渡しておくこと。

一 村ごとの取締役方には、板木や太鼓を吊っておき、打ち鳴らされたら役についている者は、非常の場合と心得

て、役宅へ走り指図を受けること。

一 強壯人のうち獵師や威筒おどしづつを持つている者を各組にふり分け、その他の者は竹槍などを用意しておくこと。非常の際に鉄砲、竹槍を持つ者が帰らず他出してしまつては、自分の村がからつぽになつてしまうので、自村を守る者、他所へ出向く者を手配しておくこと。

悪党共はなるべく傷つけずに召し捕るのはもちろんであるが、手に余れば、鉄砲で打ち、竹槍で突きとめてもよいこと。

一 支配所内で神主、修験者らのうち武術の心得がある者の名前を申し立てにおいて、応援させる。この者たちは百姓とは別の隊にし、手付、手代の指揮を受けて勤めるようにすること。

一 無宿無頼の者は、平常は間道から入り込み、また姿を変えて口留番所等を出入すると聞いているが、非常の虚に乗じて武器をもつて多人数で押し通ることもあるかも知れない。そこで村番の場所はもちろん、一兩人ぐらいの口留番所で喰い止めることが困難になつた節は、番人が村内の非常取締役や最寄りの世話役へ知らせて人数を集め、御威光にかかわらないようにする。この始末は時を移さず、番人や取締三役から注進すべきこと。

一 取り締まりについての心得がまちまちであつては、乱に臨んで合図がくいちがい、不覚をとつてはいけなないので、他国他郡へもかねて打ち合わせておいた事を知らせてある。肝要のことは、時々三役が会合して申し合わせ、その次第は役所へ申し立てておくようにすべきこと。

一 鉄砲玉、火薬はあらかじめ用意しておかないと、急変の節、間に合い兼ねるので、鉄砲の挺数相当に備え、竹槍も人数に應じて作つておく。これはめいめいに渡さず、村の取締役へ預けておき、非常の節それぞれへ渡すよう取りはかるべきこと。

一 まんいち悪党共が大勢で徒党を組み、鉄砲などをもって陣屋へ押し入って来た時は、指図次第第三役が人夫を召し連れてかけつけ、防ぐことはもちろん御用文書、御用金の類をまとめ、甲府城内へ持ち運ぶなど、それぞれ指図を受けて取り計らうべきこと。

このほか、口留番所であやしい荷物は徹底的に調べること、風体あやしい者、旅の者などは出所名前をただすと、人家から離れた堂社、山奥、谷間までも時々巡回することなどが申し合わせ事項として記録されている。

鳴沢村からこの書き付けに署名しているのは、取締役として、名主富右衛門、組頭源右衛門、百姓代節之丞の三名、世話役として、年寄の房藏、同甚之丞、同伝次右衛門の三名の合計六名であった。

明治時代から第二次世界大戦までの警察

明治元年（一八六八）正月、総裁「万機ヲ総裁シ一切ノ事務ヲ決シ」議定「事務ヲ分督シ議事ヲ決定シ」、参与「事務ヲ参与シ各課ヲ分務」する三職を置いた太政官の職制を定めて新政府が発足した。太政官は立法をつかさどる議政官、行法（行政）をつかさどる行政・神祇しんぎ・会計・軍務・外国の五官、司法をつかさどる刑法官とに分けられていた。

明治四年廢藩置県が行われて、太政官の職制改革も実施され、太政官制度の確立をみるにいたった。太政官制度のもとにおける警察機構としては、明治元年に定められた職制のなかで、刑法律事務総督の職制に「監察・弾劾・捕亡・断獄・諸刑律ノ事ヲ督ス」とあり、刑法官は、裁判、検察・警察・監獄の事務をつかさどることが定められた。明治二年の職員令で、刑法官は、刑部省と改められ、同省に連部職において警察事務にあたらせた。同時に各省の卿（後の各省の大臣）と同列で、太政官に直属する「尹いん」をおき、宮中・府中をはじめ、各府・藩・県における取り締まり事務を行わせた。このほか兵部省においても、国内一般の治安維持にあたっていた。また、旧幕臣を取り締まるため弾正台

も置かれていたが、明治四年七月、刑部省および弾正台が廃止されて司法省が置かれ、各種の系統により行われていた警察事務は、すべて司法省に統一されたのである。

地方警察の統制

明治初年の警察制度は、地方によって必ずしも一様ではなかったが、しだいに全国を統一する施策がとられていった。施策の第一は、明治四年（一八七二）十一月「県治条例」が發布されたことである。この条例は①県条例中の「県治事務章程」によって、地方官が警ら規則を定めること②市街村落の警備や犯罪者逮捕のことをつかさどること③その実施に当たって警ら規則を定め、あるいは変更するときには、主務省に伺って許可を得ること④その他についても事後にその趣旨を主務省に報告すること、などを定めている。

施策の第二は、翌明治五年八月司法省に「警保寮」を設置したことである。同年十月太政官達をもって、警保寮職制と同章程が定められた。同章程第二条に「警保寮ヲ置クノ趣意ハ国中ヲ安静ナラシメ人民ノ健康ヲ保護スル為ニシテ安静健康ヲ妨グル者ヲ予防スルニアル」とある。職制としては、頭・助・属・警視・警部・巡査の職をおき、頭は「本省卿輔ヲ指揮ヲ受ケ全国警察ノ事ヲ総督」し、警視は「各府県ニ派遣シ管下警察ノ事ヲ監督」し、警部は「各府及大区ニ於テ大少警視ノ指揮ヲ受ケ其事ヲ輔翼ス」と定めた。警保寮が全国の警察を直接指揮するというわけであった。実際に警視、警部が各府県に派遣されたのは一、二の県だったというが、本県には明治五年九月大警視以下数名が派遣され、庁内に警保出張所が設けられた。（『山梨県警察史』）

本県警察組織の変遷

山梨県の立庁のはじめは、「明治元年戊辰三月十二日、東海道副総督ノ命ヲ承テ参謀海江田武次甲府ニ至リ国事ヲ代理ス、是ヲ本県立庁ノ始トス」（『山梨県史』）とされている。警察制度としては、明治六年（一八七三）藤村県令によ

つて、県下十六カ所に速部出張所（取締出張所）が設けられ、翌明治九年「番人章程」が制定されて、組織的な警察制度（番人制度）が発足したのであるが、これが本県警察制度の創始とみなされている。

明治四年に発布された県治条例では、県の事務は、庶務、聴訟、租税、出納の四課で処理されることとされ、聴訟課が裁判、検察、警察、監獄の各事務をすべて所掌することに定められていた。しかし、翌明治五年、府県に裁判所が設置されることになり、同年九月本県にも山梨裁判所が設置された。これにともない、明治六年三月県庁の機構は、聴訟課が廃されて、庶務、税務、出納の三課に改められ、警察・監獄の事務は庶務課で担当することとなった。このとき庶務課に取締掛が設けられたが、同年七月取締掛にかわって監察がおかれ、さらに翌七年四月、監察を廃して庶務課から分離して警察課が新設され、警察掛がおかれた。本県において、警察という名称がもちいられたのは、このときが最初である。

明治八年（一八七五）十一月太政官達によつて「府県職制並事務章程」が発布され、府県の事務は、六つの課に分けて取り扱うことが定められ、第四課が取りあつかうこととなり、警察事務は組織のうえでも完全に独立することとなった。この第四課は、明治十一年（一八七八）警保課という名称に改められ、翌十二年には警察本署を設置して、警保課は監獄事務と警察本署とに分離されたのである。

そして、明治十三年に出された内務省通達により、警保課を廃して警察本署を独立の組織とした。この警察本署は、明治十九年まで続いたが、明治二十年（一八八七）警察本部に改められ、明治二十三年には警察部という名称に変わった。その後、時代の推移とともに、警察部とその分課組織も改廃されているが、本県においては大正六年（一九一七）六月、政治思想の取り締まりを担当する高等警察課が設けられ、大正十三年（一九二四）には刑事課が設置された。この高等警察課は、昭和三年（一九二八）七月に高等警察課と特別高等警察課とに分けられ、前者は昭和十六

年、後者は第二次世界大戦の終結した昭和二十年まで続いたのである。

三 第二次大戦後の警察

民主警察

昭和二十年（一九四五）八月十五日のポツダム宣言受諾により、わが国は「民主化」という大変革にむかったのであるが、警察制度の改革についても、強力に行われることになった。GHQ（総司令部）の案にそって決定された警察法案は、昭和二十二年十二月十七日に公布され、翌二十三年三月六日に施行された。

この警察法は、「国民のために人間の自由の理想を保障する日本国憲法の精神に従う」ものであり「人間の尊厳を最高度に確保し、個人の権利と自由を保護する」ことを目的としており、戦中までの中央集権的国家警察を根本から改め、警察の民主化を促進しようとするものであった。国家警察と自治体警察との二元化、民間人で構成する公安委員会による運営が、その具体化の現れであった。

本県でも、警察組織の改革にもなつて機構・制度が改められた。その結果、警察の地方分権化にそつて自治体警察と国家警察の二つに分けられ、自治体警察として、甲府市・富士吉田市をはじめ二十一署、国家地方警察とし、吉田・大月をはじめ十三地区署が発足したのである。

しかし、このいわゆる旧警察法による自治体警察の制度は、地方間格差による不合理を生じ、府県によってはかつて治安を悪化させる憂いを生じた。そこで、昭和二十六年の一部改正（住民投票による自治警察存廃の選択制の導入など）を経て、昭和二十九年（一九五四）六月八日公布、同年七月一日から施行された新警察法によつて、自治体警察と国家地方警察とが廃されて、新たに都道府県警察が発足することとなった。

本県でも、同年六月三十日「山梨県警察基本条例」及び関係規則を制定して、山梨県警察本部を発足させたのであ

る。その後、時代の移り変わりとともに組織に改変が加えられたが、昭和六十一年四月一日現在の本県警察本部の組織は次のとおりである。

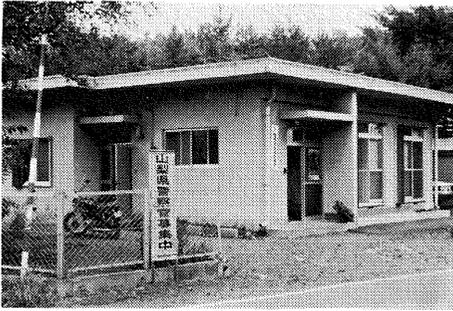
山梨県警察本部組織表（ ）内は付置機関

| 部 室 名 | 課 | 名 |
|-------|--|---|
| 総務部 | 会計課、秘書課（警察音楽隊） | |
| 警務部 | 警務課（警察航空隊）、教養課、監察課、厚生課、情報管理課 | |
| 刑事部 | 捜査第一課（警察照会センター）、機動捜査隊、捜査第二課、鑑識課、科学捜査研究所 | |
| 防犯部 | 防犯少年課（警察少年対策室）、生活保安課、外勤課、国体対策課 | |
| 警備部 | 警備第一課、警備第二課、機動隊 | |
| 交通部 | 交通企画課（交通管制センター）、交通指導課（交通反則通告センター）、運転免許課（試験場）、交通機動隊、高速道路交通警察隊 | |

警察署十五署 派出所二十六所 駐在所百十四所 連絡所五所

第二節 駐在所の沿革

明治初期の警察は、その勤務の様子からみて警ら中心主義であり、警察出張所や巡査屯所を設置して、ここに警察官を配置し、警らさせる方法がとられていた。しかし、こうした勤務制度は、受け持ち区域の中に遠いところもあり、交通手段の発達していなかった当時においては、十分な治安維持ができないうらみがあった。



鳴沢村警察官駐在所

明治二十一年（一八八八）十月、内務省訓令で「警察官吏配置及勤務概則」が公布され、「受持巡査ハ其受持区内ニ駐在センメ、其宿所ヲモツテ駐在所トス」と定められた。これによって全国に正式に駐在所が設けられたのである。発足当初の駐在所は、ほとんどが民間の建物を借りるか、寄贈を受けるかしたものであり、受け持ち巡査がそこに居住して駐在所としていたという。

本県に駐在所が最初に設けられたのはいつごろか明確ではないが、県統計書によれば、明治二十三年にはすでに百二十カ所に駐在所があった。その後駐在所は、市町村行政区画の再編整備や、地域の発展の状況に応じて増設改廃が行われ、おおむね一村一駐在所が各役場の所在地におかれるようになった。

また、明治三十一年（一九五六）には、都市部には巡査派出所、郡部には巡査駐在所をおくという定めが行われた。

巡査駐在所は、昭和四十四年四月一日から「警察官駐在所」に改められて現在にいたっている。

一 鳴沢村警察官駐在所

『山梨県警察史』によると、本村の駐在所は、市町村制が施行された明治二十二年七月一日に、役場所在地であった大田和地区に設置されたのがはじまりである。

明治四十三年林野警察制度が発足した翌四十四年から、本村には林野駐在所がおかれたことにより、一般の治安と林野とを兼務する形となり、昭和二十一年の林野警察廃止までこの形が続いた。

昭和四十四年四月から、巡查駐在所が警察官出張所と改められたことは前述のとおりであるが、本村の駐在所が、鳴沢村三七五九―一番地に移されたのは、昭和五十年三月二十五日であった。

国道一三九号線の整備による交通車両の増加、富士山麓の恵まれた自然条件とあわせたゴルフ場、民宿、スキー場などへの行楽客の増加等、本村の発展とともに警察官駐在所の役割も大きくなってきている。

二 林野警察

山林が県土に占める割合の多い本県にとって、森林の維持保全は、古今を通じての重要課題の一つであった。しかし、明治維新後の森林の荒廃はいちじるしく、ひんばんに発生する水害に加え、山林の盗伐・放火・失火が多発し、明治三十年（一八九七）に森林法が發布されたが、このような悪い状態は改まらなかつた。そこで県は、森林に関する諸法規の県民への徹底と、現地での取り締まりの強化を目的として、全国に例のない林野警察制度の設置にふみきつたのである。

「林野ノ荒廢シタルコト空前ニシテ其状四囲ノ山岳何レモ荒涼トシテ一ノ林影サエ瞥見スルヲ得ズ」と林野警察設置の冒頭に記述するほどであった。（『山梨県警察史』）

明治四十三年（一九一〇）四月、県警察部に林野警察課をおき、課長一、課僚警部一、巡查部長四名をおき、林野警察巡查三十五名を一名ないし三名あて各警察署に配置した。翌四十四年三月、皇室御料林約二十九万八千ヘクタールが本県に御下賜されたため、森林の保護監視を強化する必要から、林野警察巡查の定員を七十名に増員した。

林野巡查は、本署を拠点とし各地においた駐在所において勤務したのであるが、その任務は次のとおりであった。

○保安林の取締 ○開墾制限地の取締 ○公有林社寺有林の取締 ○森林原野の火入取締 ○放牧の取締 ○林産物の取締 ○許可作業の取締 ○林野における火災予防・消防および森林害虫または害獣の予防・駆除、その他森林

原野の危害予防に関する取締 ○砂防設備区域の取締 ○河川の取締

この林野警察は、大正十三年（一九二四）に林野警察課が廃止されて、その事務が保安課に移されたが、第一線の林野駐在の制度はそのまま残された。その後林野巡査の定員はしだいに縮少され、昭和二十一年（一九四六）の警察部の機構改革にもなつて廃止されたのである。本村に林野警察の巡査出張所がおかれたのは、後述の告示のように明治四十四年四月である。

土地の人の話すところによると、最初は現在大田和公民館の西側で、小林貞夫氏の工場になっている所に出張所が置かれており、ついで小林昭慶氏の土地に移され、さらに移動して、林野警察が廃止されるまで、恩賜林組合役場前の渡辺正孝氏の敷地内に置かれていたということである。そして、サーベル（佩刀）を下げた巡査があり、土地の人は通称「りんや」と呼んでいたそうである。『山梨県警察史』によれば、林野巡査は、一般巡査の中でも身体が強健で実務一年以上の者を選抜し、周囲の人からは「林野の旦那」とあるいは「山の駐在さん」と呼ばれていたという。林野警察の設置に関する告示から、本村にかかわる部分を抜粋してみる。

○明治四十四年四月十三日告示 一一九号

吉田分署

名称 鳴沢林野警察巡査出張所

位置 南都留郡鳴沢村

○大正八年四月一日告示第八六号

吉田警察署

名称 鳴沢林野警察巡査出張所

位置 南都留郡鳴沢村

受持区域 南都留郡鳴沢村 西八代郡 上九一色村ノ

内字精進、本栖

○昭和十六年四月一日山梨県告示第二〇七号

吉田警察署

派出所 林野

駐在所別

数 三

名称 吉田・鳴沢・精進

昭和十六年には、吉田警察署管内では、吉田・鳴沢・精進の三カ所に林野警察の巡査駐在所が置かれていたわけで

ある。

第三節 警察協力団体

地域ぐるみでの犯罪防止や交通事故防止への取り組みの必要性が高まり、警察と民間とが一体となった地域の治安維持のため、さまざまな警察協力団体が結成されている。富士吉田署管内で結成されている団体を列挙すると、次のとおりである。() は設立年月日)

○山梨県防犯協会富士吉田支部(昭和五十四・五・八)

犯罪のない社会をつくることを理想として、住民の防犯思想を高揚し、その自主活動によって各種の犯罪を防止するとともに、非常事態が発生した際には、警察機関に協力し、民警一体となって、管内の治安確保を期する。

○富士吉田防犯協会婦人部(昭和五十二・十二・十二)

婦人の立場から、前記同様の趣旨で結成されている。

○富士吉田交通安全協会(昭和三十八)

交通安全思想の高揚と交通事故の防止につとめ、交通安全活動を推進することを目的とし、交通関係団体、自動車の保有者等で構成している。

○富士吉田安全運転管理者協議会(昭和四十四)

自動車を使用している事業所などでは、五台以上の自動車を使用している場合(乗車定員十一人以上の自動車では一台)に、安全運転管理者を置くことが義務づけられている。この管理者は、自動車の安全運転管理に必要な事務を遂行す

るための調査、研究および交通安全思想の啓発を行い、交通事故防止につとめることとなっている。自動車を保有する事業所で、道路交通法第七十四条の二の規定により県公安委員会に届け出た安全運転管理者で組織している。

○富士吉田地区防犯連絡所協会（昭和四十六・二）

防犯連絡所を通じて、地域住民と警察とが密接な意思の疎通をはかり、相互の理解と協力のもとに地域に適合した警察行政を推進し、犯罪や事故のない地域づくりを目的としている。管内の防犯連絡所で組織している。

○富士吉田森林防犯協議会（昭和二十八・四・一）

森林関係官公署、団体相互に緊密な連携のもとに、森林犯罪の予防取り締まりの徹底を期し、林野火災の予防、森林の愛護育成につとめ、国土保全と森林資源の維持をはかることを目的としている。管内の恩賜林保護組合、木材生産物協同組合、森林組合、木材業者等で構成している。

○富士吉田署地区銃砲保安協会（昭和五十三・四・五）

猟銃などの使用にかかる事故防止、保安の万全を期するとともに、会員相互の親睦をはかることを目的としている。猟銃、空気銃を所持している者で組織している。

○富士吉田地区金融機関防犯協議会（昭和三十九・十二・十四）

金融機関における犯罪を防止するため、金融機関やその利用者の防犯意識を高め、自衛体制を確立することを目的としている。管内の銀行、農協、郵便局、信用組合等が構成員となっている。

○富士吉田署管内少年補導員連絡協議会（昭和四二・十一・一）

少年補導員相互の緊密な連携と知識技術の交流、研修の推進をはかり、地域における少年非行の防止活動を効果的にすすめることを目的としている。

○富士五湖観光防犯協会（昭和五十・八・八）

犯罪と事故のない、健全で楽しい観光地富士五湖とするため、防犯と事故防止活動を展開することを目的としている。管内の観光業者で組織している。

○山梨県山岳遭難救助対策富士吉田支部（昭和三十九・四・一）

山梨県遭難対策実施要綱に基づき、富士吉田署管内における関係機関が協力して、山岳遭難事故を未然に防止し、事故が発生した際は、連絡、救護および捜索等の救助活動を迅速的確に行うことを目的としている。管内市町村長、県議会議員、吉田林務事務所長、御坂山岳会、吉田、鳴沢恩賜林保護組合等で構成している。

○富士吉田警察官友の会（昭和五十六・四・一）

富士吉田警察署に勤務する警察官および一般職員の友となつて、これを支援激励し、民主警察の推進、警察の運営改善、警察広報活動等に協力することを目的としている。会の趣旨に賛同する者は会員となることができる。